

《被災住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税の特例措置》

1 概要

東日本大震災により滅失又は損壊した住宅の敷地（被災住宅用地）については、賦課期日（1月1日）において、住宅が再建されず空き地（更地）の状態であっても、引き続き住宅の敷地とみなし令和8年度まで住宅用地の特例を適用します。

*固定資産税においては、専ら人の居住の用に供する専用住宅などの敷地については、次の課税標準の特例措置が講じられています。

	固定資産税	都市計画税
小規模住宅用地（200㎡以下）	評価額の1/6	評価額の1/3
一般住宅用地	評価額の1/3	評価額の2/3

2 特例適用要件

- （1）大震災により滅失又は損壊した住宅の敷地の用に供されていた土地であること。
→ 被災住宅用地に係る住宅のり災証明が半壊以上であること。
- （2）平成23年度分で住宅用地の特例（法第349条の3の2）適用を受けていた土地であること。
- （3）平成23年度から令和8年度までの各年度の各賦課期日現在において、家屋又は構築物の用に供されていない土地であること。
- （4）大震災に起因して住宅が滅失し、又は損壊したことにより、住宅用地として使用することができないと市長が認めた土地であること。
→ 住宅用地として使用することができない例としては、土地などの権利関係の調整に時間がかかる場合、経済的事情により住宅再建まで時間がかかる場合などがあります。

3 特例対象者

- （1）平成23年1月1日における被災住宅用地の所有者（当該土地が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）
- （2）平成23年1月2日から3月10日までの間に被災住宅用地の全部又は一部を取得した者
- （3）（1）（2）が個人の場合、平成23年3月11日以後にその者について相続により被災住宅用地の全部又は一部を取得した相続人
- （4）（1）（2）が個人の場合、平成23年3月11日以後にその者から被災住宅用地の全部又は一部を取得した三親等以内の親族（（3）に当たる場合は除く。）
- （5）（1）（2）が法人の場合、平成23年3月11日以後に被災住宅用地の全部又は一部を取得した合併法人又は分割承継法人

4 適用年度

平成24年度から令和8年度まで適用が可能。ただし、賦課期日の属する年の1月31日までに申告が必要になります。

5 申告書の提出

- （1）被災住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税の特例適用申告書
- （2）相続人等に該当する旨を証する書類（3（3）（4）関係） → 戸籍謄本
- （3）合併法人又は分割承継法人を確認する書類（3（5）関係） → 法人の登記事項証明書

6 問い合わせ先

龍ヶ崎市役所税務課資産税グループ
0297-64-1111（代）